

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年2月23日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第3号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 (略)		(設置) 第2条 (略)	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条第1項に規定する事項についての調査審議に関する事務	大阪広域水道企業団個人情報保護審議会	大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）第6条第3項第6号、第6条第5項ただし書、第7条第2項第6号、第7条第4項、第40条第2項及び第41条に規定する事項についての調査審議に関する事務
大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条第1項に規定する審査請求についての調査審議に関する事務	大阪広域水道企業団情報公開審査会	大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第4号）第20条に規定する不服申立てについての調査審議に関する事務
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。